

# 適性診断助成制度に関する実施要綱

平成20年4月1日制定  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成27年3月20日改正  
平成28年3月18日改正  
平成29年3月21日改正  
令和元年5月14日改正  
令和2年3月19日改正  
(公社)熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「協会」という。)に所属する会員事業所に勤務する乗務員の適性診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

(適性診断の種類)

第2条 独立行政法人自動車事故対策機構及び国土交通省より認定を受けた適性診断実施者(協会と別途覚書を交わした適性診断実施者で、当該診断を熊本県内で実施するものに限る。)が行う次の診断を対象とする。

- (1) 初任診断
- (2) 適齢診断

(助成金額)

第3条 診断手数料のうち、1人あたり年1回に限り次の金額を助成する。

- (1) 初任診断・3,800円(診断手数料4,800円)
- (2) 適齢診断・3,800円(診断手数料4,800円)

2 診断手数料から上記助成金額を差し引いた額1,000円を会員事業所負担とする。

(予算額)

第4条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

(実施期間)

第5条 当該年度4月1日～翌年3月15日までとする。

(受診料の助成)

第6条 助成の実施要領は、当該年度における覚書に基づくものとする。

附則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。